

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準適用指針公開草案第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(案)」(平成15年8月1日公表)

2. コメント募集期間

- 平成15年8月1日～平成15年9月3日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(平成15年10月31日公表)

4. コメント提出者一覧

(受領順、敬称略)

No.	種別	コメント者
CL01	個人	氏名未記載
CL02	個人	矢崎 達人
CL03	団体	(社)不動産証券化協会
CL04	団体	(株)ジャル リーブル
CL05	団体	(社)日本貿易会 経理委員会
CL06	個人	高橋 和也
CL07	個人	公認会計士 不動産鑑定士補 石渡 朋徳
CL08	個人	公認会計士 前田 武和
CL09	個人	西川 泰行
CL10	団体	中央青山監査法人 研究センター
CL11	団体	朝日監査法人 減損会計PJ
CL12	団体	信金中央金庫
CL13	団体	監査法人トーマツ トーマツリサーチセンター
CL14	個人	公認会計士 大川 圭美 他4名
CL15	個人	公認会計士 佐藤 真良
CL16	団体	全国銀行協会 企画部
CL17	団体	(社)日本経済団体連合会 経済本部
CL18	個人	中央大学商学部 梅原 秀継
CL19	団体	(社)不動産協会
CL20	団体	(社)生命保険協会
CL21	団体	(社)日本建設業団体連合会 会計・税制委員会
CL22	団体	日本公認会計士協会
CL23	団体	日本商工会議所 東京商工会議所
CL24	団体	(社)全国信用金庫協会
CL25	団体	日本郵船(株)
CL26	団体	新日本監査法人 業務監理本部
CL27	個人	松岡
CL28	個人	氏名未記載

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応案

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(1) 対象資産 (公開草案第4項～第6項)	自社利用のソフトウェアについては、減損会計基準を適用したうえで、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」を適用するという理解でよいか。特に臨時償却と減損との関係を整理すべき。	他の固定資産と同様と考えられる。(減損会計基準を適用したうえで、ソフトウェアの臨時償却的な処理(実務指針21項)を適用する)
	同じ固定資産に対して、しかも同じ資産グループを形成する可能性のある資産に対して、異なる規定を適用する理論的根拠に乏しい。市場販売目的のソフトウェアも「減損会計基準」の対象にすべきである。	市場販売目的のソフトウェアは固定資産に計上されているものの、その性質は棚卸資産に近く、かつ、減損に類似した規定が既になされている。このため、減損会計基準の適用対象としていない。
	減損会計で建設協力金の内容の細分化をし、家賃と協力金の相殺するケース等を踏まえ、長期前払家賃に減損会計を適用し、対象となる長期前払家賃を実務上区別してほしい。	長期前払家賃の区別は金融商品会計で行われ、長期前払費用は減損会計の対象である(第6項)。
(2) 資産のグルーピング (公開草案第6項～第9項)	(グルーピングの手順： 継続的に収支の把握がなされている単位) 本社ビルの扱いにつき、自社利用し且つ全延床面積の一部を賃貸している状況の場合、延床面積により共用資産と賃貸用資産に区分し評価を行うのか、全体を共用資産と見るのか。賃貸使用割合により、全体を共用資産として取扱うことが可能な場合、その割合はどの程度と想定されるか。	原則として、小さくとも物理的な1つの資産がグルーピングの単位の基礎になるが、1つの資産でも仕様が異なる等のため、物理的に異なる資産と考えられる場合がある(第70項)。
	生命保険業においては一個の建物を保険営業用と賃貸用のいずれにも使用することが多く、かつ頻繁に相互に用途の変更が行われているため、当該資産の状況にそれぞれ適合したグルーピングを容認すべき。	
	減損の認識および測定にあたっては、「CF」に基づいてこれを行うわけであるから、資産のグルーピングにあたり「収支」という「CF」と異なる基準を基礎として導入するのは整合性に欠ける。企業外部との間で直接的にCFが生じていない収支把握単位を資産グループとした場合には、認識および測定にあたりどのようにして、CFを把握するのか特に言及すべきではなからうか。	基本的な考え方はCFであり、整合しているが、一般に、「収支」は内部振替価額等を含めた擬似的なCFを含んでいると思われる。
	(グルーピングの手順： CFが相互補完的、切り放したときに大きな影響について) 第6項(2)の「CIFが相互補完的」の定義がないが、ある資産グループを切り離すことにより別の資産グループのCFが増える場合も減る場合も相互補完的ということで良いか。また、第64項(2)では、製品・サービスの類似性による相互補完性の例示があるが、抽象的過ぎて文意が不明。より具体的な例示に基づく説明を付されたい。	第7項や第70項自体が例示であり、その具体例は、設例1でも示されている。
第64項(2)のなお書きは、部門A、Bが適切な内部振替価額により商品を移転しているからと言って、相互補完的だとしてグルーピングできるわけではない、つまり、グルーピングするかどうかは適切な内部振替価額による内部取引とは直接には関係なく、相互補完的かどうかで決まるという趣旨か。	設例1-1でも示されている通り、その趣旨である。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>(グルーピングの手順：その他) 一般的には、製品種別に基づく事業、一つの工場等によりグルーピングが行われることが想定され、これらグルーピングの単位は常識的な判断として決定できる場合が多いと思われる。その旨を明確に表現すべきではないか。</p>	<p>第7項に記載の通り、企業は、グルーピングを経営の実態が適切に反映されるよう配慮して行う。</p>
	<p>独立したCFを生み出さない資産(例えば絵画)等を独立した単位として減損の対象とすることができるとを検討してはどうか。現状では共用資産に該当し、会社が好業績である場合、時価の下落は反映されないものと思われる。</p>	<p>注解1-5に該当すれば共用資産になるが、第8項に記載の通り、将来の使用が見込まれていない重要な遊休資産であれば、独立した単位として扱うこととなる。</p>
	<p>[設例1-4]において、持株会社XY社の連結財務諸表上の取扱いが示されているが、A店も、個別財務諸表と連結財務諸表に共通している。そこで、A店についても、個別財務諸表における取扱いと連結財務諸表における取扱いを示すべき。</p>	<p>設例1-4において、A店の個別財務諸表における取扱いと連結財務諸表における取扱いを示した。</p>
	<p>内部振替価額に関し、第64項(1)における「合理的な内部振替価額」と第64項(2)における「企業が外部からの収入価額に基づく適切な内部振替価額」の違いを説明すべき。</p>	<p>同じ意味合いであるので、「合理的な内部振替価額」に統一した(第70項)。</p>
	<p>設例1-1(1)において、「Y工場は直接市場に販売できないが、X工場は市場から調達できる場合」は、Y工場は独立したグループとして扱うのか。また、「Y工場は直接市場に販売できるが、X工場は市場から調達できない場合」はどうか。</p>	<p>通常、「Y工場は直接市場に販売できる場合」は「X工場は市場から調達できる場合」と考えられる。</p>
	<p>(大きな単位のグルーピング) 第64項(1)なお書きは、抽象的で何を意味しているのかよくわからない。特に「当該事業を行っている大きさでしか把握されない」という表現。また、第64項また書きは、鉄道事業を例にとると、路線ごとではなく、全路線を一つのグループと考えてよいと理解してよいか。</p>	<p>第70項(1)なお書きに記載の通り、キャッシュ・フローを個別の資産へ配分していくことが困難な場合や、無意味な按分計算になってしまうような場合を意味している。</p>
	<p>第64項(1)なお書きにおいて、「相互補完的」であるため内部振替を用いた収入把握が困難な場合を例示しているが、その趣旨が不明であるため、趣旨を明らかにしていただきたい。</p>	
	<p>第64項(1)また書きは、管理会計上の区分では減損会計に耐えうる合理的なCFの見積もりに限界があることを示していると思われるが、難解な表現であるため、主旨がより明確になるよう修文すべき。</p>	
	<p>第64項(2)また書きにおいて、法規制のケースが記載されているが、なぜこのような場合に相互補完的な影響があることに該当すると考えられるのか、理由を付すべきである。</p>	<p>稀ではあるが、法規制により、供給義務が課されている場合、当該資産を切り離したときに他の単位から生ずるCIFに大きな影響を及ぼすと考えられるため、CIFに相互補完的な影響があることとなると考えられる旨の説明を加えた(第70項)。</p>
	<p>設例1-5に関し、法律等で併設が義務付けられている資産(例えば、店舗、賃貸住宅)のグルーピングはどう考えるべきか。管理会計上、収支把握が行われている場合であっても会社の当初の投資意図が優先されるように思われるが、同一グループとして扱うという解釈で問題はないか。</p>	
	<p>稀ではあるが法規制により製品サービスの供給義務がある場合はグルーピングするとされているが、これは法規制のみを対象にしているのであれば、その点を明らかにしてはどうか。一般の商取引において契約により、または商慣行上供給義務がある場合等の扱いが不明確である。</p>	
	<p>金融機関においては、金融機関の救済や破綻に伴い、公的な要請等に基づき、固定資産(店舗)の譲受等といった特殊な事情を有するケースがあるが、このような状況に係るものについては、特段の配慮があるべきと考えるがどうか。</p>	
	<p>6項、64項は、原則と特例が混在している感があり、区分して記載してはどうか。</p>	<p>特例や例外を示しているのではなく、事業の種類や業態の特性によって、結果として大きな単位のグルーピングが行われる場合が</p>
	<p>第64項の特別な業種に対する例外的な資産のグルーピングを認める記載は、誤解を招く可能性があるため、削除又は修正すべきである。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>事業の種類や業態によっては、一事業をひとつのグルーピングの単位とすることも有り得るとされたことから、金融業等具体的な事業の種類や業態の事例を設例に明記すべき。</p> <p>管理会計上合理的な内部振替価額を用いた収入の把握が困難なケース、資産ごと又は複数の資産をまとめた単位では継続的な収支の把握に意義を見出せないケース、法規制によるサービス供給義務のあるケースが述べられているが、どのような業種・業態について述べているのかが明確でない。想定している具体的な業種・業態について記述する必要があると思われる。</p>	<p>あると考えられる。</p> <p>しかし、同一業種であっても、個々の企業により管理方法や実態は異なり、一義的に決めることはできないと考えられるため、業種等の明記はしないこととした（第70項）。</p>
	<p>生命保険業および生命保険商品についての特性を勘案し、生命保険会社の資産のグルーピングに関して、保険営業用資産を1つの単位と見することを容認すべき。</p>	
	<p>信用金庫は、店舗ネットワークによる金融サービスの提供は、本支店全体で一体性を成して行っている。店舗展開（統廃合を含む）に関しては、単なる採算だけでは判断できないという一面を有している。したがって、各店舗のCIFは極めて相互依存的なものとなっており、店舗単位で切り離れたときには他の店舗から生ずるCIFに大きな影響を及ぼすこととなるため、信用金庫におけるグルーピングは必然的に本支店全体という範囲にならざるを得ないと考えられるがどうか。また、信用金庫においては、第64項の(1)なお書き、第64項の(2)また書きに基づいて検討するということが良いか。</p>	
	<p>会社は「継続的に収支の把握がなされている単位」が合理的であることを十分に説明すべきであることを適用指針で明確にすべき。</p>	
	<p>第64項の(1)中の「管理会計上の目的や効果から合理性を有するもの」にある「合理性」とは、具体的にどのような内容をいうのか、例示願いたい。</p>	<p>事業の種類や業態の特性によって、結果として大きな単位のグルーピングが行われる場合があると考えられるが、第70項(1)に記載の通り、それは、管理会計上の目的や効果から合理性を有するものに限られる。</p>
	<p>（共用資産の考え方） 社宅・寮については、共用資産の扱いでよいか。そうでなければ、どのように取り扱うのが妥当か。</p>	<p>注解1-5に該当すれば共用資産になるが、そうでなければ資産グループの構成資産になるものと思われる。</p>
	<p>（遊休資産等のグルーピング） 資産の処分や事業の廃止、遊休資産で、単独でグルーピングされる場合の重要性の判断基準が不明確であるため、判断基準の目安等を明記すべき。</p>	
	<p>適用指針にある、資産の処分や事業の廃止、遊休資産の他に独立した単位として取り扱うべきものはあるか。考えられるものがあるとすれば、具体的にどのようなものがあるか、例示願いたい。</p>	<p>重要性は、個々の企業や案件によって異なり、一義的に決めることはできない。また、企業は、グルーピングを経営の実態が適切に反映されるよう配慮して行う（第7項）。</p>
	<p>第7項に関し、例えば、店舗移転予定地を取得したが、店舗としての使用見込みに変更はないものの、景気の低迷に伴う投資の抑制から、未だ利用時期が定まらない状況にある土地についてもこれに該当すると判断して良いか。</p>	<p>企業が将来の使用を見込んでいる遊休資産は、その見込みに沿って、グルーピングを行うことになる（第8項）。</p>
	<p>（連結におけるグルーピングの見直し） もともと経営を連結ベースで管理しているような会社の場合は、個社が所有している資産は会社単位を超えて使われていることが前提で計画、実施されている。連結経営管理を行っている会社に対しては、個別財務諸表ベースでの減損認識・判定・測定は行わず、連結財務諸表ベースのみでの減損処理をすることも例外処理として認めるべき。</p>	<p>個別財務諸表上は、資産のグルーピングが当該企業を超えることはない（第10項）。</p>
	<p>連結上、「グルーピングの単位が見直される場合がある」との記載があるが、管理会計上収支が把握されていない限り見直さないという理解でよいか。</p>	<p>第10項に記載の通りである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	連結上減損損失を戻し入れる事態は、親子間の取引価格等の問題を孕んでいると思われるので、その点について、注意喚起の意味で、当該事項を加筆してはどうか。	必ずしも親子間の取引価格等の問題があるとは限らないし、問題があった場合でも減損会計の問題ではないと考える。
	個別財務諸表上では減損損失が計上されていない場合でも、当該個別財務諸表が含まれる連結上の資産のグルーピングの単位で減損が生じているときには、連結財務諸表において減損処理をすることが理解できるように記載内容を見直すべきである。また、設例 1-6 にもこの場合の事例を追加すべきである。	コメントの趣旨が反映されるよう、文案を修正した（第 75 項）。
(3) 減損の兆候 (公開草案第 10 項～第 16 項)	減損の兆候として、IAS で例示されているような市場金利の上昇といった事象は含まれないのか。	IAS と異なり、割引前 CF による減損テストにおいて、市場金利の上昇は減損の兆候の例として適当ではない。
	減損の兆候にあたるものが例示列挙され、これら全てに該当しないことが確認されてはじめて兆候に該当しないこととされている。このような取扱いは実務上の過大な負荷を生じさせる懸念があるため、減損の兆候にあたらないケース（セーフハーバー）を設けることを容認すべき。	実務的に入手可能なタイミングにおいて利用可能な情報の範囲で減損の兆候を把握することとした（第 11 項）。
営業活動から生ずる損益又は CF が継続してマイナスの場合	(営業活動から生ずる損益) 減損の兆候を判断する上では、非経常的な要素を除外するという考えは取り得ないのか。もともと実務上の負担を考慮し、相当程度に減損が確実な場合に限ってのみ減損の認識の判定を行う、となっていたことから何らかの配慮をお願いしたい。	大規模な経営改善計画等により生じた一時的な損益であれば含まれないこととなる（第 12 項）。
	「間接的に生ずる費用」にはどのようなものが含まれるのか、その範囲ならびに具体的な費用の例示を記載願いたい。	「本社費等」を例示として加えた（第 12 項）。
	本社および支社等の店舗網について減損の兆候を判定する際、関係法令または当該業界内で統一基準として認知されているものとして当該企業の本業の収益力を示す指標等がある場合は、それを営業活動から生ずる損益として用いることも容認すべき。	コメントにあるような考え方を反映した管理会計上の損益区分に基づいて行われる（第 12 項）。
	「営業活動から生じる損益」は、金融機関においては「業務純益ベース」で考えるということが良いか。	
	管理会計上「営業活動から生ずる損益」と「営業活動から生ずる CF」の両方を把握している場合には、「営業活動から生ずる CF」が減損の兆候の判断基準として著しく不合理である場合を除き、「営業活動から生ずる CF」によって判断できることを認めるべきである。	単年度の財務情報を基礎にして減損の兆候があるかどうかを判断するためには損益が適切であると考えられる（第 80 項）。
	(継続してマイナス)	
	「継続してマイナスである場合」における“継続”を実質的に概ね 3 期としたのは適切である。	N/A
	中間決算時の取扱いが不明確である。	
	「継続してマイナスとなる見込み」に関しては、「前期と、当期及び来期の見込み」と修正してはどうか。	第 77 項に記載の通り、一定の目安を設けることも実務上の指針として役立つ側面もあることから、必要と考えられる範囲において、その目安を示しているが、その程度は必ずしも画一的に数値化できるものではないため、状況に応じ個々の企業において判断することが必要である。
	(事業立上げ等当初からマイナスが予定されている場合)	
	事業立上げ当初における例外的な取扱いを無制限に認めることは望ましくなく、計画の実行開始時において実行可能で合理的な事業計画が存在し、かつ、通常の実業計画等の策定期間を勘案し 5 年を上限とする制限等が必要である。	公開草案と趣旨は変わらないが、誤解を防ぐため、「合理的な事業計画の存在」という記述を追加した（第 12 項）。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合	資産をほとんど利用しなくなってから将来の用途を定めるために必要と考えられる期間について、およそ1年程度が適当と考えられる。その旨の表現を加えるべきと思われる。	第77項に記載の通り、一定の目安を設けることも実務上の指針として役立つ側面もあることから、必要と考えられる範囲において、その目安を示しているが、その程度は必ずしも画一的に数値化できるものではないため、状況に応じ個々の企業において判断することが必要である。
	「将来の用途を定めるために必要と考えられる期間」とはどの程度まで許容されると想定されているのか。	
	使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生ずる見込みである場合の「生ずる見込み」である場合とは、具体的にどのような場合か。	
	第12項(7)につき、建設仮勘定について減損の兆候となりうるのは、建設の停滞が生じていなくとも計画の中止等が決定された場合も該当すると考えられる。	
市場価格の著しい下落の場合	<p>(「著しい下落」の程度について) 「市場価格が帳簿価額から少なくとも50%程度下落した場合が該当する」とあるが、この「少なくとも」という表現は、これ以下では減損テストを行ってはいけなくと誤解されるので、削除するか又は改めるべきである。</p>	50%程度以上下落していない場合でも、例えば、処分が予定されている資産で、市場価格の下落により、減損が生じている可能性が高いと見込まれるときのように、状況に応じ個々の企業において判断することが必要なときがある旨記載した(第89項)。
	第14項及び第83項の「市場価格の著しい下落の場合」に関して、「市場価格が帳簿価額から少なくとも50%程度下落した場合が該当する」とした点などは妥当であり、実務への適切な配慮が図られたと考えられる。	N/A
	金融商品会計に関する実務指針、販売用不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い(全体の含み損の重要性)との整合性を考慮し、50%を30%としてはどうか。50%では、入口の段階で減損会計のプロセスの対象とすべきものを過剰に制限してしまう。	50%となった理由として、有価証券や販売用不動産等とは性質が異なり、市場価格の下落が投資価値の下落と必ずしも連動しない旨の記載をした(第89項)。
	第83項ただし書きは「ただし、...(中略)...50%程度下落していないときでも、例えば30%程度以上下落したときには、状況に応じ個々の企業において判断することが必要な場合がある。」のように下限基準を設けるよう修正すべきである。	数値基準を複数記載することは混乱を招きかねないため、30%の記載はしなかった(第15項及び第89項)。
	<p>(減損の兆候を把握するための市場価格) 「指標を合理的に調整したもの」という文言に関連して、路線価と固定資産税評価額は公示価格のそれぞれ80%、70%程度とされているが、認識や測定にこれらを用いる場合は、100%にグロスアップして用いることを想定しているのか。そうであるならば、そのことを文言上、明示しても良いのではないか。</p>	一定の評価額や、土地の公示価格や路線価など適切に市場価格を反映していると考えられる指標が容易に入手できる場合(容易に入手できる評価額や指標を合理的に調整したのも含まれる)には、減損の兆候を把握するための市場価格とみなして使用するため、一律にグロスアップを行ったりどれかを用いたり規定すべきものではないと考えられる(第15項及び第90項)。
	市場価格とみなせる評価額や指標は多岐にわたるため、土地については第84項に示された公示価格や路線価等が入手できる場合、比較可能性の観点から、これらの価格で著しい下落の有無を判断しなければならないと規定することが望ましい。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>(資産グループについての適用) 第 85 項につき、「土地の帳簿価額が大きな割合」とあるが、どの程度を大きな割合と考えればよいか。やはり 50%程度ということか。</p>	<p>第 77 項に記載の通り、一定の目安を設けることも実務上の指針として役立つ側面もあることから、必要と考えられる範囲において、その目安を示しているが、その程度は必ずしも画一的に数値化できるものではないため、状況に応じ個々の企業において判断することが必要である。</p>
<p>共用資産及びのれんの減損の兆候</p>	<p>(のれんの減損の兆候) 第 88 項を「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」の会計基準注解(案)注 17 を踏まえて見直すべきである。</p>	<p>子会社株式にはのれん相当額は含まれているが、個別財務諸表上、区分処理していないし、償却もされていない（第 94 項）。</p>
<p>(4) 減損損失の認識の判定 （公開草案第 17 項～第 23 項） 割引前将来CFの総額の見積り</p>	<p>減損損失の認識の判定において、主要な資産の 20 年経過時点における回収可能価額の算定方法（第 17 項(2)）について、詳細な設例を用意されることを強く要望する。</p> <p>減損損失の認識にあたり、割引前将来 CF を見積る必要があるが、実務面で適切かつ容易な運用が可能となるよう、信用金庫や中小企業等の経営実態を踏まえた見積方法（簡便法等）についても幅広く検討するとともに、それらの事例を示すべき。</p>	<p>新たに設例 2 を設けた。</p> <p>第 36 項に簡便法について記載されている。</p>
<p>経済的残存使用年数</p>	<p>企業が簡便法によらないで税法の残存耐用年数とは異なる年数をもって経済的残存耐用年数と主張する場合に、あくまで第 20 項の技術的根拠を示して主張すべきか、第 90 項の「時点」の到来を予測する経営判断を示すだけで主張できる余地を認める趣旨なのか、分明ではない。</p>	<p>第 99 項に記載の通り、それらは考え方と具体的な方法の関係にある。</p>
<p>主要な資産</p>	<p>第 22 項のなお書きにつき、土地と借地権は非償却資産であるが、借地権は契約期間があり、土地と同等に扱うべきではない。</p> <p>業種（例えば商業）によって営業事務所等は、営業資産(売掛金、棚卸資産等)に比べて金額が小額になることがあるが、それでも固定資産の中で最も重要なものが「主要な資産」となることを確認したい。</p> <p>金融機関の場合、店舗立地や帳簿価額の割合構成から、土地が最も重要な構成資産と考えられるが、主要な資産につき、「最も重要な構成資産」についての判断基準を示すべき。</p>	<p>借地権の記載を削除した（第 23 項）。</p> <p>主要な資産は、対象資産と注解 3 の定義から、固定資産から構成される資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産と考えられる。</p> <p>主要な資産の判断要素は第 23 項、第 102 項、第 103 項に記載の通りである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>海上運送業においては、個々の船舶が独立した CF 生成の単位ではなく、船隊全体が生成の単位と考えられる。このように、資産グループの個別の資産に入れ替えが不規則に発生するものの、概ね全体で一定の規模を維持すると合理的と考えられる場合には、将来 CF を見積る期間は、通常新規に購入された船舶がその資産グループにて使用された場合に想定される経済的残存使用年数となるべきものとする。</p>	<p>第 102 項なお書きに記載の通り、集合体を資産グループの主要な資産とし、その経済的残存使用年数を平均した年数を用いることができる。なお、当該年数は、第 99 項に記載の通り、物理的な使用期間ではないため、新規購入の資産ではなく、現在の資産につき入れ替えを考慮した経済的残存使用年数と考えられる。</p>
<p>(5) 減損損失の測定 (公開草案第 24 項～第 26 項)</p>	<p>減損損失の資産グループへの配分につき、主要な資産に配分する方法は合理的な方法に含まれるか。減損後の減価償却は、加重平均耐用年数を用いる等の方法は、認められるのか。</p>	<p>第 106 項に記載の通り、その後の会計処理の結果が大きく相違しないと想定される場合を除き、簡便的な方法は認められないと考えられる。</p>
	<p>認識された減損損失の各構成資産の配分について、例えば、「『主要な資産』の中の大口資産のみに配分することも認める。」等の簡便的な方法も認めるよう、実務に配慮した手当てが望まれる。</p>	
	<p>減損損失を各構成資産へ配分する際の「時価を考慮した配分」は、時価のない資産も含まれることが予想されるので、現実的ではないのではないか。</p>	<p>共用資産の場合は、基準において「配分する」ことが定められているが、資産グループの場合には定められていないため、時価を考慮した配分を強制しているわけではない。ただし、正味売却価額を下回らないように配分することは合理的な方法に含まれるため、「結論の背景」に移動した(第 26 項及び第 105 項)。</p>
	<p>資産グループでの減損損失の配分については、正味売却価額を下回らないように、他の各構成資産に減損損失を配分することができるかとされている。しかし、共用資産の場合は、各構成資産に配分する(減損会計基準 注解 8)とされており、一方は「配分できる」とし、他方は「配分する」とする規定と解されるが、そのように解釈してよいかを明記して頂きたい。</p>	
	<p>第 25 項後段の内容は、減損損失の配分においてその配分の結果、正味売却価額を下回る場合には、正味売却価額を限度とすることができると記載されており、正味売却価額を限度とすることが強制されていないので、第 25 項の後段、「この場合…」以降の文章は削除すべきである。</p>	<p>通常想定されないため記述しなかった。</p>
	<p>建設仮勘定の帳簿残高より将来 CF (ネット) のマイナスが大きい場合は負債計上を行うのかどうか明確ではない。</p>	
	<p>建設仮勘定に係る減損損失は、各建設仮勘定に配分せず、完成時に合理的な方法に基づいて配分するとされているが、具体的な処理方法が明確ではないので、設例 3 において例示することが望まれる。</p>	<p>第 27 項に記載の通り、完成時にそれまでの総支出額等の合理的な方法に基づいて配分する。</p>
	<p>自社保有の船舶と傭船による船舶が集合した船隊によって事業が営まれる部門(資産グループ)において、減損損失を認識することになった場合において、傭船による船舶から生じた損失の部分も全て自己保有船舶に集約して減損損失を認識することになるのか。</p>	<p>一般的な事業も含め、資産をオペレーティングリースで調達した資産グループにおいては、自己保有の資産の減損となる(第 61 項)。さらに、新たに設例 9 を設けた。</p>
<p>減損損失をその測定時の為替相場により円換算し、連結財務諸表上のみで減損損失を計上した場合には、翌決算期以降の資産の円換算額や(減価償却資産の場合には)連結財務諸表上での減価償却費の計上額が歪んだものになると思われる。すなわち、減損損失を計上した時点から、為替相場の変動分だけ資産の額及び減価償却費も変動することになる。</p>	<p>当該変動は、減損損失を円貨建てで計上し翌期以降換算替えをしない以上、生じるものである。在外子会社の取得時に子会社資産を時価評価した際にも同様になるとは言えないと思われる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(6) 回収可能価額の算定 (公開草案第27項～第31項)	正味売却価額については外貨建ての場合の記載が無いが、外貨建の時価(及び処分費用見込額)に対し、同様に減損損失測定時の為替相場による円換算が認められるのであれば、その旨明記願いたい。なお、この場合、過去に外貨によって取得した固定資産につき、外貨ベースの「著しい下落」が無くとも、為替相場の変動により、実質的な為替差損相当額を減損損失として認識することとなるが、それで良いか。	前段については、減損損失の認識の判定及び測定時の為替相場により円換算する旨の記載をした(第30項)。後段は、子会社財務諸表が決算日レート換算されれば、為替差額は為替換算調整勘定になるのではないかと考えられる。
正味売却価額	不動産鑑定評価基準では、会計上の時価概念を有しておらず、会計上の概念と鑑定評価上の概念には相当の乖離がある。この乖離の縮小には、当初より鑑定評価の条件を「特定価格」の鑑定評価と指定し、これを実務指針等により明確化することが、非常に効果的と考える。ただし、鑑定士側からも減損会計適用のための鑑定評価に関する留意事項を公表してもらう等の、措置が必要と考えられる。また、「不動産については」との文言であるが、「不動産」の範囲を明確化すべき(不動産に関する権利も含めるのか等)。	日本不動産鑑定協会では「正常価格」の鑑定評価を考えているため、この旨を明示した(第110項)。
	不動産鑑定士補による鑑定評価額も合理的に算定された価額に含めてよいか。また、不動産鑑定士による鑑定評価には、一般的に「簡易鑑定」と称されているものは含めてよいか。	不動産鑑定士補による鑑定評価はありえるが、「簡易鑑定」と称されているものは鑑定評価と異なるもので千差万別であるため、鑑定評価に含まれない。
	正味売却価額を算定する手法として、コスト・アプローチを他の手法と並列に記載されていることは妥当性に欠くものとする。また不動産鑑定基準上の「原価法」をコスト・アプローチとしているが、厳密には異なるので、軽々な不動産鑑定基準の抜粋は、誤解を生ずるため、避けるべきである。さらに、第101項や第104項に、不動産鑑定評価基準を例示しているが、会計上の概念と鑑定評価上の概念が乖離している以上、会計基準の文章として適切ではないと考える。	「コスト・アプローチ」の中にも、調達のコストの市場性を考慮することもある。また、併用又は選択において、合理的に制約されることが多いと考えられる。
	回収可能価額の算定を本意とする減損会計にあっては、コスト・アプローチは多くの場合、適切と考えられないことに言及すべきではなからうか。	
	正味売却可能価額の算定(不動産鑑定評価基準に基づく)と使用価値の算定(会社独自の算定)で、同じ基礎データを使用すべきものに、異なった数値が採用されないか、不動産鑑定士等の意見を参考にする旨、実務指針に明文化することが有意義と考える。	第28項(2)に記載の通り、自社における合理的な見積りが困難な場合には、不動産鑑定士から鑑定評価額を入手する。
	その他固定資産で、メーカーのライン設備等の一体として機能する資産については、一体として評価するのか、取扱いが不明確と思われる。	特定の設備の時価の算定は、その市場や再利用可能性等により異なると考えられる。
	資産の重要性に関わらず、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を合理的に算定された価額とみなすことができるようにすべき。	第111項に記載の通り、適当ではないと考えられる。
	土地の現時点の正味売却価額を算出するに当たり、将来時点と同様に路線価等を用いる代替的な手法が重要性に関わらず合理的な算定方法として認められる余地を残すべき。	
	合理的に算定された価額の見積りにおいては、公表価格等の既存データの使用の他、不動産については、「不動産鑑定評価基準」に定められている「原価法」「取引事例比較法」「収益還元法」を併用または選択して算定すること等、簡便的な取扱いが容認されるべき。	
	建物の時価については、適正に減価償却が行われている税務上の帳簿価額を合理的に算定された価額とすることも可能とし、その旨を明記すべき。	第33項のまた書きの記載内容にあわせ、「減損損失の認識の判定における割引前将来CFの総額を見積るにあたって、主要な資産以外の構成資産が償却資産のときには、現
	現時点の取得原価、償却原価が「現在の正味売却価額」となり、結果として当該将来時点の正味売却価額が「将来時点の減価償却後簿価」となる場合がある旨を明記すべき。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>土地以外については、市場価格、合理的に算定された価額が入手できない場合には時価のないものとして取扱い、取得原価又は償却原価をもって正味売却価額を算定することとなる旨を明記すべき。</p> <p>第 30 項のまた書きを第 28 項の記載内容にあわせ、「また、主要な資産以外の構成資産が償却資産のときには、当該資産の現在の正味売却価額（償却資産の場合には、現在の正味売却価額から適切な減価額を控除した金額）を用いることができる。」のように修正すべきである。</p> <p>経済的残存使用年数経過時点における正味売却価額を算定する必要がある場合の当該時点以後の一期間の収益見込額を、その後の収益に影響を与える要因の変動予測や予測に伴う不確実性を含む当該時点の収益率で割り戻した価額から処分費用見込額の当該時点における現在価値を控除して算定する方法（第 28 項）について、詳細な設例を用意されることを強く要望する。</p>	<p>在の当該構成資産の帳簿価額から主要な資産の経済的残存使用年数までの適切な減価額を控除した金額を用いることができる。」と修正した（第 29 項）。</p> <p>計算方法は明らかであるため、設例の作成は行わなかった。</p>
使用価値	<p>将来CFの一部のみが外貨の場合には、それを円転して、円の割引率を使うことになっているが、一部のみとは何%程度を想定しているのか。</p> <p>「第30項のただし書き」及び「主要な資産が資産Bの場合(ケース2-1)のただし書き」に関して、減損損失の認識の判定及び測定の際に使用する将来CFには、将来の合理的な計画を含めた資産グループ全体から生じる将来CFの現在価値が含まれる旨が明確となるよう表現を修正すべき。</p> <p>減損損失の認識の判定において、主要な資産の経済的残存使用価値経過時点における回収可能価額を算定する場合に、合理的な投資計画に基づき再投資が行われるときは、当該時点における将来CFの現在価値を用いることができることになっているが、再投資部分に係る将来CFの取扱いを含めた回収可能価額の算定方法（第30項）について、詳細な設例を用意されることを強く要望する。</p>	<p>その程度は必ずしも画一的に数値化できるものではないため、必要と考えられる範囲において一定の目安を設け、実務上の指針として役立てることを考えているが、基本的には、状況に応じ個々の企業において実態を十分考慮して判断することが必要である。</p> <p>コメントの趣旨が反映されるよう、文案を追加した（第 34 項）。</p> <p>設例 3（旧設例 2）の内容を追加した</p>
(7) 将来キャッシュ・フロー（公開草案第 32 項～第 38 項）	<p>第 33 項における本文の記載となお書き以降の記載は、その記載内容が大幅に異なるため、なお書き以降は、第 33 項とは別の新たな項目を設けて記載してはどうか。</p> <p>将来 CF の見積りにあたっては、経営者の意思（計画）が強く反映されることになると考えられるが、その旨を結論の背景等に記載し、明確にすべきと思われる。</p> <p>例えば、金融機関の場合、不良化した貸出金を当該 CF に基づいて減損損失の測定をするとともに貸出金を DCF 法により評価減した場合、貸出金の評価の一部が固定資産の減損に含まれることとなると思われるが、どのように取り扱えばよいのか。</p> <p>将来 CF について、第 32 項（1）（2）（3）の中長期計画とは、今後何年間程度の計画をいうのか明らかにすべき。また、第 32 項（3）において、中長期を超える将来の期間の見積りは不確実性が高く、将来 CF について成長率がプラスの仮定を許容するのはいかなるものか。</p> <p>第 33 項（3）および（4）は、その趣旨がよく理解できない。共用資産またはのれんは、主要な資産には該当せず（第 23 項）また、通常それ独自では CF を生み出すとは考えられないものであり、そのようなものの経済的残存使用年数が CF 見積期間となりえるのか。第 33 項（3）および（4）の趣旨を「結論の背景」等でわかりやすく示すべき。</p>	<p>趣旨が反映されるよう、文案を修正した（第 33 項及び第 34 項）。</p> <p>第 36 項に記載の通り、その旨は明確に示されている。</p> <p>固定資産の減損に関わるのは利息部分の CF であり、元本部分は、金融商品の減損処理を行うものと考えられる。</p> <p>計画期間は実態に応じて判断すべきであり、また、成長率は、それまでの趨勢を踏まえプラスの局面も考えうるので、否定はできないと思われる。</p> <p>第 119 項に記載の通り、共用資産又はのれんを含む、より大きな単位で行う場合、定義上、主要な資産が想定できないため、対象である共用資産を基準にして見積期間を考慮することとなる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>111 項なお書きに「当該リスクを将来 CF の見積りに反映させる実務的な手法を示すことは困難である」とあり、手法を示すことが困難なものをそもそも実際に行うことができるか疑問である。</p> <p>当該リスクを将来 CF の見積りに反映させた場合に、算定された使用価値と減損認識判定 CF から逆算した割引率相当値が、リスク反映割引率と大きく相違していないことの確認を求めているのは過剰要求である。結論の背景にて、考え方を示しておく程度に留めることで十分である。</p> <p>第 35 項(2)は「大きく相違しないことを確認する必要がある。」と述べるが、相違が認められた場合の措置については触れるところがない。明確にすべきではないか。</p> <p>第 37 項、第 38 項に関し、利息の受け払いを営業活動上行っている業態においては、将来 CF の見積りに利息の受け払いを当然にして含めるべきと考えるが、その旨を明記すべき。</p>	<p>基準にある規定であり、また、実際に行われた作業を主に確認することとなる手続きであるため、過剰要求とは思われない。</p> <p>将来 CF の見積りを修正することとなる。</p> <p>基準の趣旨から考えて、営業活動から直接生じる利息の受払いは当然将来 CF に含まれると解されるため、敢えて記載するまでもないと思われる。</p>
(8) 使用価値の算定に際して用いられる割引率 (公開草案第 39 項～第 43 項)	<p>ハードルレートや事業部別コストの活用はわが国では一般的ではなく、啓蒙に特別の配慮が必要。また、第 41 項で CAPM の説明をすべきであり、値など必要な情報の入手、資本投資のリターン分析などの環境づくりに意を配るべき。</p> <p>貨幣の時間価値だけを反映した無リスクの割引率として、国債の利回りだけが記載されているが、国債だけに限定することは適当ではない。他の基準との整合性を図るべき。</p> <p>割引率を期間によって変えるというのは、具体的にはどのようにおこなうのか、設例等で示す必要があるのではないか。合理的かどうかを第三者が検証することが難しく、恣意的に利用されることも予想されるため削除すべきと思われる。</p> <p>割引率について、4 つの方法を総合的に勘案する方法が不明確であることから、具体的に事例を明記すべき。また、4 つの方法のうちいずれの方法も算定することが実務的に困難な場合には、例えば、金融機関の場合は資金調達原価率を割引率とするなど、簡便的な方法を認めるよう検討すべき。</p> <p>「検討状況の整理」で示したように、使用する割引率に関する優先度合いを示した方がよいと思われる。</p> <p>第 43 項では、連結の見地から資産のグルーピングが見直された場合に、その見直しに応じて割引率も見直すべきことを記載しているものと思われるが、その趣旨が十分伝わるよう修正すべきである。</p>	<p>割引率の算定例の中で示したものであり、これ以上、適用指針にて書き込む内容ではないように思われる(設例 6)。</p> <p>無リスクの割引率は、他の基準等でも、通常、国債の利回りが該当するものとされていると考えられる。</p> <p>第 125 項に記載の通り、変化する場合もあり、また、第 58 項(5)に記載の通り、注記事項とされるため、ある程度、規律は働くものと思われる。</p> <p>割引率は、第 58 項(5)に記載の通り、注記事項とされるため、開示を通じ、ある程度、規律は働くものと思われるため、これ以上、詳細な規定は不要と考えられる。</p> <p>なお、第 127 項に記載の通り、通常の借入利率を用いることはできないと考えられる。</p> <p>趣旨が明確になるよう、文案を修正した(第 47 項)。</p>
(9) 共用資産及びのれんの取扱い (公開草案第 44 項～第 45 項)	<p>減損を認識するかどうかの判定は、共用資産の取扱い 44 項(1)で「まず資産又は資産グループごとに行い、その後、より大きな単位で行う」となっているが、全社資産として購入した本社ビル、コンピューターセンター、グラウンド、社宅、保養所等は、全社の将来 CF にて減損認識判定する方法で良いか。</p> <p>保有する資産のほとんどが共用資産と判断されるような企業の場合は、減損会計基準はどのように適用されるのか。当該企業での営業全体で行えば良いか。</p>	<p>基準 2(1)に記載の通り、減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行うため、各資産又は資産グループに減損の兆候がないが共用資産に兆候がある場合、より大きな単位での将来</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
50 項)	<p>共用資産が複数ある場合で、かつ、相互に関連性がある場合も考えられるので、設例を示すことが望まれる。</p> <p>「配分する方法を採用した場合」の位置付けが理解しにくい。第 45 項に関連して更に配分する方法を採用すべき一定の要件があるのか、あるいは採用するか否かはまったく企業の自由意思なのか等、その強制力やレベル感について記述すべきである。なお、この点は第 16 項におけるのれんの減損の兆候においても同様である。</p> <p>共用資産の合理的な配賦基準とはどのようなものかわかりにくいので、例示してはどうか。</p> <p>共用資産の配分方法は継続して適用することが求められるが(45 項(2))、この場合の継続とは、配分比率の継続なのか、それとも、配賦基準自体の継続(配賦比率は変動)を意味するのか。</p> <p>共用資産の帳簿価額を各資産または資産グループに配分しない場合は、本来は共用資産に減損の兆候があるなしにかかわらず、より大きな単位として減損損失の認識の判定が必ず行われるべきである。したがって、より大きな単位での認識の判定が多く行われるように、指針における共用資産の減損の兆候をより広範な事象とするのが望ましい。以上のことは、のれんについても同様である。</p> <p>負ののれんの取扱いについても記載すべきである。</p>	<p>CF にて減損損失の認識を判定する(〔設例 7〕参照)。</p> <p>また、第 130 項に記載の通り、共用資産は、全社的な資産のみならず、複数の資産又は資産グループに係る設備なども該当する。ただし、共用資産を含む、より大きな単位の範囲は、実態に応じて判断することになると考えられる。</p> <p>基準では、「帳簿価額を合理的に配分することができる」場合には配分することができるとしているため、第 49 項、第 130 項に記載の通り、配分して管理会計を行っている場合か合理的な配賦基準が存在する場合は該当すると考えられる。なお、第 130 項に具体例を記載した。</p> <p>配分方法であるので、配賦基準自体の継続を意味するものとする。</p> <p>減損会計基準では、減損の兆候があるなしにかかわらず、より大きな単位として減損損失の認識の判定が必ず行われる規定ではない。</p> <p>連結調整勘定の純貸方残高は減損処理の対象とはならない旨を記載した(第 93 項)。</p>
(10) 減損処理後の会計処理(公開草案第 51 項)	<p>第 126 項で触れられている、残存価額は耐用年数到来時において予想される当該資産の正味売却価額となる旨の記載を、第 51 項(本文)においても記載すべきである。</p> <p>期中においても減損処理を行うためには、会計期間すべてにわたって継続的に減損の兆候の把握や減損損失の認識の判定を行なう必要があり、実務上、対応することは困難である。このため、第 125 項における「したがって、中間期末や年度末のみならず、期中においても減損処理が行われる場合があり、……」の記載は削除すべきである。</p> <p>「企業が採用している減価償却の方法に従って」とあるが、税法基準による償却を行っている場合の具体的な計算はどのように行うのか。経済的実態に鑑みて減損処理後の経済的残存耐用年数、残存価額及び償却率の見直しを行った上でその後の会計上の減価償却を行うのが原則的方法と考えられるがどうか。</p>	<p>「結論の背景」にあればよいと思われる。</p> <p>第 11 項に記載の通り、減損の兆候の把握は、実務的に入手可能な情報に基づけば足り、また、第 145 項に記載の通り、減損は期末評価の会計処理ではない。このため、削除する必要はないと思われる。</p> <p>第 55 項、第 135 項に記載の通り、そのように考えられる。</p>
(11) 開示(公開草案第 52 項～第 54 項)	<p>減損の兆候があったが減損損失を認識しなかった場合にも、グルーピングの方法の開示は必要だと考えられる。</p> <p>特別な業種ゆえに例外的なグルーピングを行うことに合理性が認められる場合には、特別な資産のグルーピングを行っていることを、財務諸表に重要な会計方針として記載させるべきである。</p>	<p>減損損失を認識しなかった場合にも注記することは過度な開示と考えられる。ただし、関連する情報を開示することが有用と考えられるときがあり、その場合には、導入初年度に注記することができるものとした(第 58 項及び第 140 項)</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>減損損失を認識しない際の注記を求めないとの公開草案の内容に賛成である。</p> <p>使用価値算定のためには、割引率と経済的残存使用年数が重要な要素であるため、第 53 項(5)の注記事項に経済的残存使用年数を追加すべきである。</p> <p>貨幣の時間価値だけを反映した無リスクの割引率を注記するものとされているが、将来 CF が見積値から乖離するリスクを将来 CF の見積もりに反映させている旨も合わせて開示させるべき。</p> <p>使用価値の算定に際して用いられる割引率を開示することは、対外競争上の企業秘密を開示することにつながるため、注記すべきではないと考える。</p>	<p>N/A</p> <p>他の開示項目とのバランスや国際的な基準にも鑑み、開示は求めない。</p> <p>企業が開示することは妨げない。</p> <p>割引率のみ開示することは、許容範囲と考えられる。</p>
(12) 借手側が所有権移転外 FL 取引について賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合の取扱い (公開草案第 55 項～第 57 項)	<p>減損処理を適用した際に重要性があると判定された場合の負債計上は、商法上どのように解釈されるのか(負債性引当金か未払費用か)。また、減損を計上する際には特別損失として処理し、戻入額は支払いリース料と相殺することになるが、繰入れと戻入れで損益計算書表示項目が異なることになると思われるがどうか。</p> <p>第 55 項において、負債の部に計上することとされている「リース資産減損勘定」の会計上の性格・内容について、説明すべきである。本勘定は貸借対照表上重要な科目となる可能性が高いため、あわせて「等」についても補足して説明すべきである。</p> <p>FL 取引に関連して、リース契約期間と経済的残存使用年数の関係はどのように考えればよいのか。また、再リースの取扱いはどうすればよいのか。</p>	<p>基準に示されている負債を適用指針で性格づける必然性は乏しいと思われる。また、基準で、取崩額は支払リース料と相殺するとされている。</p> <p>第 61 項に記載の通り、通常の資産に準じて行われるため、経済的残存使用年数により CF を見積ると考えられる。</p>
(13) 中間会計期間において減損処理を行った資産に係る取扱い (公開草案第 58 項)	<p>年度決算において、中間会計期間を含む事業年度全体を対象として改めて会計処理を行う場合として、下期中に価額・価値が急回復したことを合理的に疎明可能な場合を追加すべき。</p> <p>公開草案においては「改めて会計処理を行わない。」との断定的な表現に記載が変更されており、改めて会計処理を行うことが否定されているが、「検討状況の整理」における記述(「改めて会計処理を行う必要はない。」)に戻すべきである。</p>	<p>第 145 項に記載の通り、減損は期末評価の会計処理ではないため、中間財務諸表原則注解(注 1)の適用はなく、期末で改めて会計処理を行わない。</p>
(14) 土地再評価差額金の取扱い (公開草案第 59 項)	<p>再評価を行なった土地について、減損処理を行なった場合、それ以降土地再評価に関する法律第 10 条による価格下落の場合の差額の注記を不要とする等の調整措置を講じられたい。</p> <p>再評価差額の範囲内においては取崩額とのネッティングを行い純額を損益計算書へ反映させることとするか、又は国際会計基準を準用し当該取崩額を特別利益に計上することなどにより、結果として、減損処理額の損益への影響額を再評価前の簿価を下回った部分のみにすべき。</p>	<p>減損適用指針で示す内容ではない。</p> <p>第 146 項に記載の通り、売却した場合との整合性から、リサイクリングは行わない。</p>
(15) 実施時期等 (公開草案第 60 項～第 61 項)	<p>減損会計基準を早期に適用した企業において減損損失を計上する必要がなかった場合には、「追加情報」ではなく、原則的な取扱いである「正当な理由に基づく会計方針の変更」として取り扱うべきである。</p> <p>「適用指針(案)」に賛成。今回の「減損会計」は、早期に、実施するようにすべき。指針の内容については特にないが、正式な運用指針を早急に公表していただきたい。</p>	<p>趣旨が反映されるよう、文案を修正した(第 65 項)。</p> <p>N/A</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(16)その他	<p>(不動産に関する会計基準について全般的総括) 不動産鑑定評価額というものは、会計上の時価概念とは異なっており、不動産鑑定評価額をそのまま会計に反映させるのは、そもそも無理がある。全般的に不動産に関する会計基準を鑑定評価との概念の乖離を認識したうえで、再検討する必要があると考える。場合によっては、不動産会計基準とでもして、一括してまとめることも、有意義であるかもしれない。</p>	N/A
	<p>(文章表現について) 一般の者にとっては、非常に難解な表現が多く理解が困難。設例を設けるにも限りがあるので、できるだけ文章の中で例えを交えながら平易な表現をこころがけるべき。</p>	趣旨が反映されるよう、文案を全体的に再検討した。
	<p>「資産又は資産グループ」という表現が度々記載されているが、「資産グループ等」で括ってはどうか。</p>	現状で特に問題はないと思われる。
	<p>(税務との調整) 減損の処理を行う場合、税務上損金計上できるように、ASBでも配慮して欲しい。</p>	N/A
	<p>減損処理を行った場合の税効果会計等税務上の取扱いが明らかになった際には、事務上大きな問題であるため、別途取扱い指針の策定を要望したい。</p>	現状の枠内で対応する。
	<p>(その他) 「適用指針」の策定にあたり、当公開草案の内容に比べ、財務諸表の作成におけるコスト・時間等の増大や選択肢の縮小に繋がる修正がなされないことを要望致します。</p>	N/A
	<p>決算期の異なる子会社の連結上の取扱いを明示した方がよいと思われる。</p>	特に必要は認められない。
	<p>減損会計をこのまま我が国に導入することについては強い疑念を有しており、仮にデフレが解消されないまま減損会計が予定どおり2006年3月期から導入されることにでもなれば、我が国の企業ひいては経済に極めて大きな打撃を与える恐れがあると懸念している。減損会計の導入に関しては慎重かつ多面的な検討を行うよう要望する。</p>	「緊急検討」において、ASBの考え方を既に公表している。
	<p>通常の会計処理とは区分して一定年数の按分額を当該年数に亘って費用処理できるよう、激変緩和措置(経過措置)を設けるべき。</p>	